（別記様式４－３）

**社会福祉士及び介護福祉士法附則第１１条第３項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　熊本県知事　様

申請者　　住所

氏名

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| （社会福祉士及び介護福祉士法附則第１１条第３項）  　一　心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの  　二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者  　三　この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者  　四　第４２条第２項において準用する第３２条第１項第２号又は第２項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者  　五　次項の規定により認定特定行為業務従業者認定証の返納を命ぜられ、その日から２年を経過しない者  （関連規定）  社会福祉士及び介護福祉士法附則第１１条第３項第３号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成２２年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成２３年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法（第１２条の４第１５項及び第１７項から第１９項までの規定に限る。）の規定とする。 |